

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

法人契約保険の損金算入の取扱いに関する見直し

一般、国税庁より法人向けの保険について、税務取扱いの見直しが公示されました。対象となる保険は、定期保険及び第三分野保険(入院保険等のいわゆる医療保険)です。

※終身保険及び養老保険は対象となっておりません。取扱いは従前のおりとなります。

過度な節税スキームに対しては、今までも都度、個別に規制や改正が行われてきましたが、保険商品の多様化や、類似商品での取扱いの差異が問題となっており、この度の改正では判断基準を最高返礼率のみとしており、以下のとおり資産計上が強制されます。

※結果として、従前に比べ、相対的に損金性が低くなります。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%以下	全期間にわたり、資産計上不要(全額損金算入)		
50%超～ 70%以下	保険期間開始の日～保険期間4割相当期間を経過する日	<u>支払保険料×40%</u>	保険期間の7.5割相当期間経過後から、保険期間終了の日まで均等取崩
70%超～ 85%以下		<u>支払保険料×60%</u>	
85%超 ※	保険期間開始の日～最高解約返戻率となる期間を経過する日	① <u>当初10年間：</u> <u>支払保険料×最高解約返戻率×90%</u> ② <u>11年目以降：</u> <u>支払保険料×最高解約返戻率×70%</u>	解約返戻金額が最も高い金額となる期間経過後から均等取崩

※別途詳細な定めあり

適用は、令和元年7月8日以後の契約に限られます。過去の既契約に対しては適用されません。

(解約返戻金がない、もしくはごく少額で、保険料払込期間が保険期間より短いものについては令和元年10月8日以後の契約に対して適用されます。)

当事務所では今までどおり、顧問先様の状況に合わせ、最適な提案をさせていただきます。

既契約の見直しも含め、お気軽にご相談ください。